

教職員の服務事故について

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 57歳
- (4) 性 別 男

2 処分者

東京都教育委員会

3 処分の程度

減給10分の1 1月

4 発令年月日

平成29年12月27日

5 処分理由

平成28年4月1日から平成29年9月6日までの間、自宅から勤務校までの区間において、ほぼ毎日、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車による通勤を行い、通勤手当182,466円を不正に受給した。

以 上